



悪質商法は、これで断る!

きちんとした断り方を覚えれば、悪質業者も怖くありません。
拒絶の意思を示している消費者を再度勧誘することは、
特定商取引法及び愛媛県消費生活条例により禁止されています。



訪問販売の場合

▲業者に断る理由を説明する必要はありません!

「必要ありません。」
「お帰り下さい。」
「警察を呼びます。」

悪質業者はだましのプロです。「お金がないから」「時間がないから」と理由を説明しても、すべて切り返されて、そのうち断る理由がなくなります。帰ってほしいことははっきり言わないと、契約するまで何時間も帰りません。

電話の場合

▲相手が話している途中でも、こちらから電話を切る。

「必要ありません。」
「電話を切れます。」

訪問販売の場合と同じく、理由をあれこれ説明してもすべて切り返されます。そのうちあきらめるだろうと思っても、こちらから電話を切らないかぎり何時間も電話を切ってくれません。

断りきれなかった場合

- 困った時や断りきれなかった時は、一人で悩まずお近くの消費生活相談窓口に相談しましょう。
- クーリング・オフ制度の活用方法など問題解決にむけ的確な助言や情報提供、専門機関のご紹介などを行います。
- 相談窓口では、相談内容を他の人に漏らすことはありませんので、安心して下さい。(秘密厳守)
- 早くご相談されるほど、解決しやすくなりますので、一人で悩まずにお気軽にご相談下さい。誰もがいつ被害にあうかわからないですから、恥ずかしがることはありません。その際には、次のことを伝えると相談がスムーズになります。

いつ(業者が訪問した日、契約した日など)

どんな商品(商品名、メーカー名)

いくらですか(価格、現金かクレジットか)

販売会社名と担当者名

どのようなきっかけで契約しましたか?(訪問販売、電話販売など)

なんと言われて購入を決めましたか?(○○に効く、○○より安いなど)



消費者ホットライン 0570-064-370

(ガイダンスにしたがって操作すると、お近くの消費生活相談窓口につながります。)



鬼北町役場 産業課 商工観光係 ☎ 45-1111(内線:263)